

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

芳賀 潤君の一般質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） おはようございます。新風会の芳賀 潤です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、一昨日6月3日日曜日には、大槌町消防団の総合演習が開催され、今年度は少年消防クラブの児童生徒が分列行進という行事に参加し、また昨年から参加している幼年消防クラブも、ことしは大幅にふえ、5つの保育所・幼稚園・こども園が参加して総数80名となったと聞いておりました。大変喜ばしいことであり、演習会場も一般の観客も大変多かったように感じました。いずれにしましても、消防団に関心が集まることは大歓迎でありますし、今後とも町の安心・安全のために御尽力いただきたいと思います。

また、定例会の初日の6月1日ですか、おしゃっちの内覧会に参加させていただきました。非常に充実した施設で、プロモーションのDVDと申しましょうか、それも視聴しましたけれども、あの施設が効果的に、やはりその津波災害の伝承施設として受け継がれて効果を発揮することを期待するところであります。

それでは、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目です。高齢者対策について、全般的な課題として取り上げてみました。

復興事業メニューであるサポート拠点事業は、今年度30年度で終了する予定であります。現在利用している方々の中には、それをよりどころにしている高齢者も多く、何とか継続できないものかとの声も多く聞かれております。そこで、復興事業が終了することは、復興が進んでいる証でもあり、喜ばしい限りではあります。次のニーズに対応する事業を設置する必要性が出てきていると考えます。

現在のサポートセンター利用者の多くは、通常のデイサービスなどへ通うことに対しては、まだまだ自分はそういう介護保険の事業ではなくて、頑張りたい、頑張れるとい

う思いも持っているようでもあります。その反面、サポート事業などが終わりますと、居場所がなくなっていくことへの不安を感じている高齢者の方々の声も多いのも事実であります。

現在の高齢者を取り巻く制度のメニューの中では、地域支援事業であったり、介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護事業などが考えられます。今後の町の介護予防的な課題に対応していく意味では、サポートセンター終了後のその高齢者をどのようにして見ていくのかというのを、早期に事業化を図って検討していただきたいと思いますが、町の考え方を伺います。

2点目です。消防団員の確保対策と消防車両運転制限の解消策について伺います。

先ほど申しましたとおり、3日に総合演習が開催されました。消防関係者はもとより、行政、議会、地域住民、そして少年消防クラブ・幼年消防クラブの皆さんの参加人数も昨年より多く、有意義な演習となりました。

そこで、現在の消防団員の数、充足率と団員の確保策について伺います。

また、消防車両運転の際の免許の制限、またその制限に対する解決策についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者等サポート拠点事業終了後の高齢者対策についてお答えをいたします。

高齢者の支援に当たっては、それぞれのステージに応じた適切な支援を選択して実施していく必要があると考えているところであります。高齢者等サポート拠点事業は、特に仮設住宅に入居している高齢者等に対応するため、総合相談や生活支援などにより日常生活のサポートを行っているものであり、当該事業開始以降これまでの間、仮設住宅に入居する高齢者の方々が利用しております。今後は、復興事業の進捗に伴い、応急仮設住宅団地集約にあわせてサポート拠点の事業も集約していくこととしております。

自宅再建等により新たな生活を始められた高齢者に対しましては、介護予防・日常生活支援総合事業やお元気教室、認知症カフェなどの地域支援事業を活用し、高齢者の日常生活の状態に応じた適切なサービスを提供していくこととしており、必要な事業量の増を第7期老人福祉計画・介護保険事業計画で盛り込んでおります。

また、昨年度に策定いたしました当該計画では、介護サービス整備状況調査を町内の居宅支援事業者を対象に実施し、その結果、町民のニーズに対応する新たな取り組みと

して、小規模多機能型居宅介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス及び機能訓練型通所介護サービス事業所について、それぞれ1カ所ずつ新規開設を見込んでいるところであります。

今後についても、高齢者が住みなれた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう多様なサービス基盤の整備を進め、あわせて既存の介護保険サービス、介護予防事業及び日常生活支援総合事業の充実を図ることにより、町民のニーズに対応してまいります。

次に、消防団員の確保対策と消防車両運転制限の解消策についてお答えをします。

まず、消防団員の確保対策についてであります。6月1日現在、当町の消防団員数は、条例定数257名に対しまして165名の消防団員数であり、充足率は64%となっております。地域の安全・安心を担う消防団員の減少による消防力の低下は全国的であり、本町においても喫緊の課題と認識しております。

地域防災力の中核となる消防団員確保対策についてですが、これまで広報おつちの紙面を活用した消防団活動のPRを初めとした団の知名度の向上、町内事業所等と連携した消防団員募集ポスターの掲示、消防団による新人団員の勧誘、女性消防団員の入団促進などの新規入団者確保策のほかに、消防職員、消防団OBの機能別消防団への入団促進による消防力の維持対策に取り組んでまいりました。

また、本年度初めて少年消防クラブ員が消防演習の分列行進に参加し、幼年消防クラブにおきましても、昨年度より多くのお子さんに参加いただき、盛大に開催されたところであります。このように、早いうちから消防演習等のイベントに参加いただき、子供たちに消防団への憧れ意識を持っていただくような環境を整備して整えていくとともに、これまでの取り組みについても根気強く継続し、団員の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、消防車両運転制限の解消策についてであります。昨年3月12日から運転免許制度が改正され、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として新設されました。この改正により、昨年3月12日以降に取得した普通運転免許で運転できる自動車の総重量は3.5トン未満となります。当町の消防団の車両のほとんどが3.5トン以上であり、将来的に当該自動車を運転する団員の確保が課題となります。その解決策としまして、運転免許制度改正後の普通免許を取得した団員への補助金制度の創設を前向きに検討し、課題解決に努め、

団員の確保に取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、高齢者対策についてです。現在3カ所で行われているサポート拠点事業あります。もう6年目になりますかね、非常に効果的なメニューで、被災後仮設で暮らされている高齢者の方々の居場所づくりには本当に効果的だったかなというふうな感じがしています。ほかの市町村でもあったんですが、順次やはり仮設の集約に伴って閉鎖をやむを得なくしているところもありますが、当町においても30年度をもってほとんど仮設住宅が集約になるということで、それはもうやむを得ない事実であるというふうに認識しております。そのうちの1カ所は、もう3月を待たずして、もう仮設の団地が10月とか11月に集約になった時点で、もう事業が終わるというふうなことなんです。

私が言わんとするのは、そのサポートセンターを残してくれという話ではなくて、そこに今小鎚でも金沢地区でも浪板地区でもそうなんです、そこをよりどころとして高齢者の人が来始めていって、もう何年もたっている。そこに行くのが、逆に言ったら日常生活の中にもう入ってきているという事実があります。そうなったときに、介護予防の観点だったり、引きこもりの観点だったり、認知症の発症予防だったり、非常に効果的なんだというふうに感じています。その制度がどうだという前に、お年寄りのその居場所づくりにとっては非常に効果的だなというふうに、実際事業を委託されてやってみて感じております。

なので、何かそれにかわるようなメニューを構築しながらできないものかということ、を今回聞いているわけで、ただ現行の介護保険制度だったり、地域支援事業の中でやれば一番いいんでしょうけれども、まずそこで伺いますが、皆さんが見ているという前提、私に答えるというよりは町民の皆さんにも理解してほしいと思って聞くんですが、介護予防だとか介護予防・日常生活支援総合事業というのがありますが、このメニューについてちょっと詳しく御紹介いただければと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 芳賀議員の質問にお答えします。

介護予防・日常生活支援総合事業のメニューとしましては幾つかありまして、通所型のサービスということで、マストのほうで保健医療専門職による集中の短期集中の予防サービスの実施と、あと介護予防生活サービス事業としまして、介護ケアのマネジメン

トを行ったりしております。あと、一般介護事業としましては、介護予防の把握事業としまして、引きこもりの方の早期発見とか、あと住民全体の介護予防につなげる活動を行っております。それ以外に、65歳のいろいろなそういう到達の健康教室とか、介護予防教室とか、お気楽教室とか、いろいろなものを実施しております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。いずれにしても、イベント的な事業ですよ。きょうここでとか、何というのかな、年間を通じていろいろなところで日常的に行われる事業ではなくて、そこにターゲットを絞ってこういう企画のもの、こういう企画のものというふうに私は捉えているんですよ。それは、年間通じて一般のその介護予防を含める通所型のデイサービスだったりという事業ではなくて、単発であるというふうに認識をして、間違っていたら済みません。

そこで提案なんですけれども、その一般の介護保険でやっている通所介護サービスというのものも、町内で2カ所、老健含めれば3カ所あります。そういうものが、結局介護保険で行われているということで、高齢者の中には、まだそこに行くには早いと、まだまだ頑張れるというような声なんです。制度的にいうと、その制度があるので、介護度でランクづけしたり、介護度がつかない要支援の方々も、今のサポートセンターの中には半分ぐらいおられると思うんですが、そこに通ってもらえれば、それは話は早いんですよ。ところが、まだまだ私はそういうところじゃなくて、まだまだ頑張れるんだと、ただ居場所が欲しいんだと、そういうのを求めているように、声とすれば聞こえるんですよ。なので、その今ある通所型のデイサービスとは別というか、くくりの話なんです。介護予防に特化したとか、まだその介護度がつかないようなレベルの人たちを、何かこう日常的に集めて、その居場所づくりだとか健康相談だとか、何かそういうものを年間を通じてできるようなサービスがないのかなというふうに考えるんですけども、何かそういうメニューみたいなのはありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 現在実施しているものにつきましては、年間計画で毎日ということではないんですけども、いろいろな事業の展開をしております。定員とかそういうものもありますし、あと事前で予約をして来ていただくというふうな事業もあります。ただ、今の状況で、その介護保険を使わずして、そういう通年の事業を実施するのは、ちょっと今のところまだ検討していないところです。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そうなんですよね。結局、介護保険という制度というのは、非常に利便性のある制度で、制度に乗っちゃえば全部保険財源でやれるんですよね。逆に、それをその制度を使わないとどうなるかといったら、税金の持ち出しであったり、別な特別な事業を持ってきて補助メニューでやるしかないということなんです。なので、今でも答弁にあったとおり、その介護保険制度の予算を使いながら、専門的にくくっていくと介護予防の概念だと思うんですが、その介護予防というところの通所みたいなものをメニューの中にきちんと位置づけて、今サポートセンターに来ている人たちがそこに通えるようにしたらどうかというふうに思うんです。制度ですので、結局先ほど申しましたとおり、サポートセンターに通っている人の中には介護保険制度に乗られる人と乗られない人が出てくるわけです。そのミスマッチを、その専門職のほうでどうかアレンジすることによって、一つの制度設計が成り立つようにも感じるんですが、そういう観点はありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

一応、介護予防の生活支援サービス事業ですけれども、芳賀議員がおっしゃられたとおり、要支援の認定を受けた方のサービスと、あとその一般介護予防事業ということで、その第1号被保険者の方が受けられるという制度なんですけれども、確かに介護保険制度を活用してそういうサービスを受けられる方については、そちらのほうに誘導していくということはありませんけれども、一般のそのまだ認定のない方ですね、そちらの方につきましては長寿課、あとは包括支援センターでそういう方の健康調査とか、いろいろなそういう相談とか、いろいろなものに対応していきたいとは思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今包括支援という言葉が出てきました。国が進めている、各市町村が定める包括的に見守っていきましょうという話ですよね。なので、介護保険制度に乗れる人は介護保険制度に乗って運営をすると、乗れない人は包括的計画の中で、何かメニューとか位置づけとか今あるメニューに放り込んでみたりしながら総合的に見られるようなからくりであれば行けそうな気がするんですよね。結局、制度というのは文章化になっていますけれども、読み込んでいくと、こういうふうに工夫すればここに放り込めるなどか、放り込むという表現が的確かどうかは別にして、こういうところの中で

運用できるなどかというのが必ず出てくると思うんですよね。制度があってサービスが決まるのではないんですよね。私はニーズがあるから、そのニーズに合わせて制度設計はしないといけないと思うんですよ。国の文書を見れば、必ず「など」というふうな表現があります。ということは、それに限らず、その周辺も含めるという意味だと思っただけでも、そういう読み解き方をぜひしていただきながら運用すれば、その今のサポートが閉鎖になった後でも、今通っている人たちが、漏れなくとは言いませんが、ほとんどの方が介護保険の予防の中で要支援の中で救われるか、その包括的プログラムの中で救われていくかということに、何も毎日でなくてもいいわけですよ。介護保険制度は制度に乗っていつているから、料金払って毎日型の人は毎日なんだし、週3の人は週3なんだし、包括的支援プログラムにのっとる人は、週3は厳しいけど週に2回だったらどうかなるかなとか、いろいろな方法論があると思うので、何かそういうのを検討しながら制度設計を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

実際、制度を活用した方についてはあれなんですけれども、その制度を活用しない方々、まだ介護保険のそういうサービスを受けたくないという方も中にはいらっしゃるということなんですけれども、そちらにつきましては国の決まりに、型にはまった形ではなくて、少し勉強してみたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） やっぱり高齢者、私自身も年をとればそうなるのかもわからないけれども、言葉でいうとお上の世話にはまだなりたくないという話になるわけです。でも、制度がせつかくあるので、じいちゃんとかばあちゃんとか、認定受けてみたらと、そうすればこういうふうなものも使えるかもよというような働きかけも大事なんだと思います。俺はまだ使わねえと言っててからに寝たきりになっていくとかではなくて、やはり今ある制度を効果的に使うことが、やはり介護保険制度ですので、ぜひそういう促しもしていただきたいと思います。

あと、一方で、利用者のほうから見ればそうなんですけど、今度は事業をやるほうからすると、今出てきている通所だとか、いわゆるデイサービスをやるとなると、それに対して今ハードで新しい箱物を建ててという時代ではないんですよね。もう介護報酬がど

らんどん下がっていくので、そこで箱物を建てて借金しても絶対返せない。ということは、
どういふふうな運用をするかという、今ある箱物を目的転用か、あとは上手に使い回
しをして、その新しい箱物整備で借金をすることなくソフトだけでやられるようなこと
を考えてはどうかというふうに思います。小鍬のほうでも、今ある例えばサポートセ
ンターの仮設が解消された後には、小鍬の川沿いに使えるような、今の町が持っている
施設があるのかなのか、トイレだけを高齢者とか障害者が対応するように直せばさえ
使えるものがあるのかどうかとか、あと浪板とか吉里吉里とか安渡、赤浜方面にそうい
う施設があるのかどうかとかという検討も同時に進めながら、この施設であれば借金し
なくてもいいし、改修程度で済んで、その介護予防だとかにできれば、そのように運営
をしてくれるところがあれば積極的に進めたほうがいいと思いますが、その点について
はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

実際にそのサポート拠点、集約していくわけなんですけれども、実際それと、受け皿
となるそういう公共的な建物とか、あと例えば民家の空き家とか、そちらのほうについ
てはちょっとまだ調査しておりませんので、その辺調査しながら、あとそういう実施を
したい、するという業者がもしあれば、そちらのほうもちょっと調べてみたいなと思
います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひヒアリングしていただきたいと思います。小鍬方面にあるサ
ポートセンターのほうの高齢者のほうは、高齢者さん同士で、じいちゃん、ばあちゃん
たちで意見をまとめて、町のほうに要望したいという声もあります、具体的にね。そう
いふふうな機運になっているとか、逆に言うと機運が高まっているというよりは、なく
なったらどうするんだという不安なんだと思います。なので、今もう6月、この6月定
例会が終われば、夏にかけていろいろな予算折衝が始まっていきます。ということは、
来年度の制度設計するもののスタートとすれば、もう始めても遅くはないんだと思
います。それを、秋口、冬口にかけて制度設計をしていって、今例えばこの事業に関し
てだけいふと、サポートセンターに現在利用されている方々にとって、来年度になればこ
ういふふうにしてちゃんと居場所は確保しますよと言ってくれれば、やはりこれもいいメ
ッセージになるのかなと。

何も恒久的なものとしては私も考えていなくて、やはり今この津波で復興期間中であるということ、あとまだ仮設に人がいて、仮設からその災害公営だったり自前の住宅再建だったりと移る時期なんですよ。今回の7期の老人福祉計画とか介護保険事業計画は、今スタートしたばかりで、まだ仮設に在るであろうというようなものもあるし、仮設から引っ越したらというのも何となくイメージはなっていますけれども、これも3年に1回ですから、計画は決定にはなっていますけれども、その仮設から災害公営への引っ越しだったり、地域のニーズだったり、なりわいのニーズだったりに変化していくと思うんです。その中で、何の計画でもそうです、決めたものをやるだけではなくて、この計画も見直ししながら、実際運用できるようなものにしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

確かに第7期の介護事業計画は、前年度作りまして、いろいろなそういう業者さんからのヒアリングとか、あとその第1号被保険者のそういうふうな調査等も行って、今回の計画が一応でき上がっているわけなんですけれども、今後その町のほうにどんどん人が、あとその恒久的な住宅とかそういうところにお移りして、どんどん町が形づくられてきたところで、やはりその部分において新しいニーズがあるのかなと思いますので、そちらのほうは今現在のその計画をフレームにしまして、ニーズ調査とか必要に応じてしていければなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私は、この3年から5年のクッション期間だと思うんです。ずっと仮設に5年も6年も住んできた、新しいところには引っ越した、生活への不安、居場所への不安がある、そのクッションの役割として、今までと住環境は変わるけれども、その日常の過ごし方にあんまり変化があり過ぎると、高齢者の人も参ってしまうので、そうではなくて、このクッション期間で、暫定的にでも、だから箱物に金をかけないでと言うんです。それを3年とか5年運用していった中で、もちろん事業者は赤字を出して、それを経営し続けることというのは困難です。なので、保険制度ですので、もうニーズがなくなってきて赤字を抱えるようであれば、その借金をしていない建物ですから、閉鎖してもやむを得ないだろうと。通常の介護保険制度のデイだったらデイに通わせることができれば、それは流れの中ではあるんだと思います。

ただ、大槌町の位置づけとして非常に今回の計画としておもしろいのは、答弁書の中にもありますけれども、機能訓練型の通所介護予防事業の新規の位置づけがありますよね。これは、65歳で定年してもまだまだ元気な方々がおられる、元気な方々の高齢者をターゲットにして、言葉でいえば機能訓練デイと言うんですけれども、結局まだまだ一般のデイではない、まだまだ元気だし、やっぱり機能訓練しながら老化を防ぎたいという思いの声があるから、こういう計画をしたわけですよ。なので、いずれニーズを先取りして、今町にとって暫定的に、この3年間はやっぱりこういうものがあつたほうがいいよねとか、いや、これをまたローリングしたらこうなるよねとかというのを思い描きながら、ぜひ町の政策として制度設計をしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

先ほどちょっとお話をしましたけれども、実際に計画をつくった時期と、これからあと3年、ことし含めて3年あるんですけれども、いろいろなそういうニーズというのが、今回機能回復のそのデイのほうを計画はしているんですけれども、例えば普通のデイサービスとか、あるいはそういうふうな方向になる可能性もありますけれども、そのニーズ調査というのはして、それに基づいた形で、計画をもとにしまして進めていきたいなと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長からはありませんか。はい。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私のほうでも、当方とあと小槌のほうの医療法人さんもありますけれども、社協さんもありますが、いずれ内容を熟知しながら、現在のそのサポートに来ている高齢者の分析ももちろんしますし、来年度に向けてこのような企画、このような提案ではいかがでしょうかというのを、声を上げていきたいと思っています。なので、そこで担当課とすり合わせをしながら、本当にこれが行けるのかどうかとか、暫定的にじゃあやってみようとか、ちょっと制度では無理だなとか、無理ということはないんだよな、運用の仕方だからどうにかなると思うんですけれども、そのようなものを今後議論していければなと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

この件に関して、町長から最後に何かあれば伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。高齢者がふえている状況ございますし、

その中でやはり先ほど議員お話しの中では、クッション的な期間というふうな話もされていきました。訪問する機会もあって、このまま残してほしいという声も実はお話し聞いておりますので、今お話があった件につきましてはしっかりと調査をさせていただきますし、早い時期に結論を出していかないと、新しい復興計画が終わって総合計画に移りますので、それに反映できるかどうかも含めてしっかり対応させていただきます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移ります。消防関係のことで伺いたいと思ひます。

答弁の中で、充足率が64%、この前消防演習の挨拶の中に、県内の市町村では充足率が一番低いという話が出ていました。充足率というのは、定数があつて今の団員数を割り返して64%なんですけど、そもそもこの定数というものが何なのかという話、例えば大槌町は257人という定数がありますけれども、この定数がいつ見直したか、ちょっと私も不勉強で申しわけないんですけど、わからないんですけど、現在の消防ポンプ自動車の性能であるか能力であるだとか、消防署員の常備消防の数だとか、あとは住宅の実態、昔の木造で火事があればどんどん延焼していくような住宅ではないわけですよね。消防というのは火事だけではない、津波災害はもちろんそう、行方不明の捜索もそうです、予防・啓蒙もそのとおりなんですけれども、本当にこの定員の257というのが適正なのかどうかという話もちろんしていかなくてはならない。今この復興期間の中で、それをいじれとかという話でなくて、そもそもの考え方というものもあると思うんですけど、この定数に関して何か答弁あれば。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えいたします。

この条例定数、大槌町消防団員の条例定数に関しましては、根拠となる書類が津波で流されておりました、残念ながら確認はできません。ただ、推測ではございますが、消防力の基準が改正になる以前につきましては、計算式があつたようでございます。決まった数というのは、消防ポンプ自動車には5名乗車、積載車には4名乗車ということで、掛ける台数なわけです。これは、もう決まっている固定した数でございます。その他には、各地域、居住できる面積で、団員1人の方が例えば半径200メートルとか300メートルを1人で避難誘導できるというので、係数が3つほどあつたようです。ちょっとここでは説明はできないんですけど、そういうのトータル的に算出していたようでございます。

ただ、それでありまして、地域の実情にはどうも合わないということでございまして、全国的にはその計算式ではなくて、その地域の実情に即した数で恐らく出していたのではないかと考えております。したがって、大槌町につきましても、その地域の実情あるいは歴史的観点から決めていたのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 津波で結構屯所が被災して、でも予算を見れば安渡の予算も乗りましたしね、屯所がどんどん再編になる。ただ、片方でハードを再編するのは予算でできるんだけど、人の充足というのは予算でどうしようもない部分があります。なので、この定数というのもいずれは見直さなければならぬだろうし、あとはその分団の消火というか、その抱えるエリアですよ、今まで3個隊で見ていたエリアが、本当に3という数が適正なのかどうか、これ結局団員の数に比例するわけです。3エリアに分けたいけれども、団員が3エリアに分散ができるぐらい集まらなければ、これは3つにはならないわけですよ、どうしても。そのようなものも、近い将来的に町の課題であるんだなというふうなのは感じておりますので、ここをことし見直せとかという、そういう乱暴な話ではないんですが、消防のほうとしても引き継ぎ事項としながらも、やっぱりこの定員の管理計画をきちんとやってほしいだろうし、今署長答弁にあるとおり、もうポンプ車とか積載車は定員人数はもう決まっていますからね、これはもう最低人数なわけですよ。それ以外に、やっぱり地域に予防を促すだとか、いろいろな意味で結構消防の活動も慌ただしく過ごしておりますけれども、そのようなことをお伺いしたまでです。

ちなみに、この4月以降、新しい団員は当町では何人入りましたでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） 新入団員の方は6名でございました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今6名とのことでした。8名ではなかったですか、6名でしたか、そうですか。いずれ新入団員も入ってきているんですよ、全然入ってきていないわけではない。当吉里吉里の第3分団は4名入りました。4名のうち2名、役場の職員でございました。非常にありがたかったと思っています。以前から、役場の職員はやっぱり義務的にでも入れた方がいいのではないかという声も消防団からも上げたんですが、強

制ができないという話でした。でも、やはり今入っている役場の先輩団員が、後輩にやっぱり声をかけてくれたんだなというふうに思っています、我々というよりは。やっぱり同僚である仲間が、「この地域を守るべし、俺らは役場の職員だから入ってけるや」と言われて、口説き落とされたというか、その気になったというか、そういう意味では非常に地元で働いていて地元のことをやっぱり知らない、役場の職員というのは成り立たないのではないかなと非常にいい傾向だと思っていますので、ぜひこの流れを全庁的に広めていただいて、本当の有事の際には役場の職員は役場に勤めなければならない、それはもうわかっています。でも、日常的にやらなければならない消防団の活動もあるので、そういう意味では地元で働いている役場の職員の方々が入られることが非常に望ましいかなと思いますので、今後ともそういう啓蒙をしていただきたいと思います、人事を預かる総務部長さんどうですか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、新たな公務員関係成立ということになると、本人の同意というのはこれは必須ではございます。ただ、今言ったとおり、役場のほうで去年2人の役場職員が団のほうに加入したということで、やはり今議員おっしゃったとおりで、役場職員の先輩の方が説得という言い方はあれですかね、事情を説明したり内容を説明して、本人もよし、頑張りたいという意思を持って入団したというふうに聞いてございます。

うちのほうの総務課といたしましても、基本ありとあらゆる機会に応じて、例えば消防署長の講演とか、そういった機会とか講演とか、研修とか、そういったあらゆる機会を設けて、消防力の必要性とか、そういった消防の使命とか、そういったものを啓発して、ぜひ自主的に消防のほうに加入したいというふうな働きかけを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

あと、その消防団員の充足率を補完すべく機能別消防団というものがスタートしております。現在の大槌町における機能別消防団員の数はどうなっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） 現在は、消防団員のOBの方2名、消防職員のOBの方1名

の3名でございます。

以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 3名という答弁であります。これもやはり、消防の一線は引退しているけれども、地域で住み続けているので、そのキャリアを生かして有事の際には活動していいよということで、機能別が立ち上がりました。これの拡大も図られれば、それはそれで充足率に反映されますので、非常にいいのかなというふうに思っています。

それでは、答弁書で子供たちの消防団への憧れの意識を持っていただくような環境を整えていくということで、非常にこの前の演習は、小中学生の少年消防クラブ、中学生も参加したんですね。ああやって行進をしたり、その演習の光景を見たり、あと幼年消防で80人ですか、すごかったですね。何がいかというと、我が子を見に来る親がいるわけですよ。なので、すごいギャラリーでしたね。私も30年消防に入っていますけれども、あんなにたくさんのギャラリーがいたのは初めてでした。非常に良かったですね。ところが、子供たちの出番が終わると、ギャラリーがいなくなるんですね。本番の訓練を見せたいときには、ギャラリーが減っていった。それは演習の中のプログラムの設定のことだと思いますけれども、でも残っている小さな子供たちは、やはり真剣に見ていましたね。ポンプの水揚げ操法だったり、行進だったり、あと最後の河川敷での、天候もよかったということもあって、橋の上もすごく人があって、やっぱり消防というのは地域を守っているんだ、いつかはあそこで自分もやりたいなというのは、言葉で言うのではなくて当たり前のようになっていってもらえればいいかなというふうな気がするもので、ぜひ去年よりことしが数が上がっている、来年はもっと多くというふうな話になろうかと思えますけれども、子供たちを参加させれば御褒美をあげたり、いろいろなお金もかかります。でも、やはりそういうまかぬ種は生えぬで、そういうこともやはり予算づけをきちんとしていただくことも大事だなと思えますけれども、そういう点ではいかがでしょうか。財政ですか、副町長ですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 全くそのとおりですね。消防団に入るにしても、やっぱりだんだんに小さいころから志というか、そういったことを養成していくべきなんだと思います。そういったことが、どんどん消防の分団の確保につながっていくものだと思います。報償とかそういった部分についても、わずかなものですから、そういったことについて

はそれは必要経費であろうというふうには思いますので、そうしていきいたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） まさしく大槌町消防団の演習ですからね、町の演習なわけですね。きちんと予算づけをして、次の時代を支えるような土壌をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

現在抱えているものの中で、その車両の運転制限の話があります。答弁書を見ますと、去年の3月12日以降に取得した普通免許では、今のポンプ車が運転できないというふうになれば、答弁書の中にあるその団員への補助制度を創設をしながら、この補助制度というのがポンプ車両を運転するような講習会みたいなものなのか、それとも準中型免許を取得させるようなものなのか、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えいたします。

昨年その免許制度改正によりまして、普通免許では3.5トン未満が運転できなくなります。それ以前に普通免許を取得していた方につきましては、5トン未満まで運転が可能です。そうすると、ポンプ自動車なんかも運転は一部を除いては可能なわけなんです。新制度になりまして、そのポンプ自動車を運転するに当たりましては、その以前に普通免許を取得した5トン未満の方の限定解除というものが必要になってきます。それは、自動車学校において4時間の講習を経て限定解除になります。そうすれば、消防ポンプ自動車は運転が可能になるということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） なるほど。その4時間の講習にかかる経費というのはどの程度ありますか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えいたします。

約7万円ほどでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、その自動車学校において4時間の講習を受ければ消防車両が運転できる、そうじゃないと運転できない団員がいた場合に7万円の費用がかかると、その7万円に対して補助制度をつけていくということによろしいんですか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今回の運転免許制度に関しましては、国が制定したわけですが、実は消防庁のほうからも、こういった運転免許制度を変えたことによって、このような弊害が出るということで、実はまだはっきりはしていませんが、特別交付税制度によって、この地域の消防団の免許取得に係る補填を、ただどのくらいかということが、実はまだ詳細が出ていないんです。ですので、そういった詳細を、国からの補助制度というか、国からの補助金の制度を勘案しながら、補助金の制度については検討してまいりたいと、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もうちょっと詳しく教えていただきたいんですが、その限定解除で4時間の講習ということは、消防車両を運転する限定解除なのか、それとも、もう3.5未満だけれども、4時間講習を受ければ、消防車両だけではなくて5トン未満を運転できるような取得になるのか、その辺はどうですか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えいたします。

消防車両だけではなく、ほかの車両も運転可能になります。

以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ということは、その講習を受けることによって個人の利益も大きくなるわけですね。消防車両だけ受けるんだったら、それは補助金で。なので、例えば7万円のうち2分の1補助だろうが3分の1補助だろうが、特交の中で措置されるのであればなおさらだし、と思います。昨年の3月以降だから、そんなに多い人数ではないだろう、ただ今後はふえていく可能性はあるわけですね。新入団員に消防車両は運転させません、どこの分団でも、ある程度3年とか経験をした中で、機械操作もあるし、いろいろな経験の中でやられると思うので、そんなに大きな人数にはならないけれども、でも団員が、先ほど冒頭申し上げている絶対数が少なくなっていく、釜石で働く、山田で働く、火事があったときに町内にいない、ほとんどいないです。なので、その中でいる人間が運転しなければならないという事実があるわけですよ、現実が。そうじゃないと、免許がないのに、サイレンが鳴って屯所には来たけれども、運転手がいなくてポンプ車が出せないという話になる。そうなれば最悪ですよ。そういうために機能別もい

るのかもわかりませんが、いずれにせよそういうのを考えていかななくてはならない時代に入ってきた。

5月の31日に、これネットに載っていたんですが、東京のビッグサイトで普通免許でも乗れるポンプ自動車が発売されました、モリタでね。モリタというのは消防ポンプつくっているメーカーなんです、やはりこういう時代になってきたということです。なので、今後町内、各市町村もそうだと思いますけれども、消防車両を更新する際には、普通免許でもできる小型化、どんどんポンプ車両もしていますので、やられていくんだなと思いますけれども、いずれにせよ、その有事の際に、人がいるけれども車両が出せないというようなことというのがないようにしていきたいと思いますし、我々も応援しますので、ぜひそこには取り組んでいただきたいと思います。

最後に、ちょっと民間ヘリの、民間というか防災ヘリ、ドクターヘリのお話をちょっとしたいと思いますが、昨年度初めて大槌消防署のヘリポートを使って、民間のヘリが訓練をしました。時折ドクターヘリも来ております。ただし、夜間の照明とか夜間の離着陸について、許可なのかちょっとわかりませんが、夜間飛べないんですよね。でも、緊急時の際はその夜間、離着陸できる許可を持っているヘリポートもあれば、そこは飛べるんですが、今の大槌消防署のその実態、夜間に対応するものはどうなっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えいたします。

まず、基本的に県のドクターヘリの運行要領の中に記載されておりますけれども、ドクターヘリの運行時間というのが定められております。午前8時半から午後の5時まで、ただし日没時間が短くなる場合は、その前までということで記載されております。したがって、夜間の飛行はできないということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そもそもドクターヘリというのは夜飛べないという話ですよね。

なので、夜間（聴取不能）。そうであれば、別にじゃあドクターヘリの話はもうそれでわかりました。

じゃあ、自衛隊だとかいろいろなほかのヘリが大槌消防署で離着陸するための、例えば夜間の条件みたいなものというのは、そのほかにはあるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えいたします。

確かに自衛隊とかに関しては、夜間でも飛行は可能でございます。ただ、大きさによって大槌消防署の緊急離着陸場に着陸できる機体というのは決まってくると思います。そのときに、確かに夜間照明があれば有効だと思います。そんなに真っ暗な状況でなければ、大槌消防署の設置灯で可能な状況ではございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もちろん、夜間にヘリがおりるということは有事なわけですよ、通常はないですよ。津波のときも、吉里吉里でも農村グラウンドじゃないな、学校か、学校のほうに夜間に自衛隊のヘリがおりたりしましたので、それが照明があるとかないとかのレベルではないので、それは有事の際にはもう、ある意味何でもありの世界にはなっていますが、せっかくヘリポートがあってそういう訓練もなされているのでという意味で、ドクターヘリのことを聞いてみました。ありがとうございました。

いずれにせよ、私も何度か一般質問に立たせていただいておりますが、消防の話題をしたのは初めてなんですよ。何でかという、やはり人口減少と防災と地域を守るとかということが全部つながっている、やはり早いうちに手を打っておかないと、何かあるものが使えなかったり、守れるものが守れなかったりする。それはだめなのかなと思って、考えられることをやはり手段を講じながら、予算を投じながらして行って、準備をしておくのが一番いい方法なんだろうと思って、あえて今回この質問をさせていただきました。また、その子供たちがやはり効果的に、非常に大人に与えるエネルギーというか、印象も非常に大きいので、子供たちを使って何でもやろうとかという意味ではないんですが、その大人のやっていることを見せるということ、あと子供たちの参加によって大人も奮起するというようなこと、環境というのは相乗効果があると思っていましたので、ぜひその辺も頑張ってくださいと思いますが、この点について町長最後に何かあれば。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。先般の消防演習につきましては、子供たちが参加して、多くの人たちが来られたということでありますので、その子供たちが参加することによって、いろいろな意味で感じる場所があるのではないかなと思いますので、引き続きながらこの取り組みをしっかりとしていきたいと思っておりますし、これも含めて保育所、幼稚園または小中一貫校、そして高校生まで広げて、やはり地域に愛

する、地域を愛する気持ちを育てながら、防災力というのを見つめていきたいなと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、3分団に入った団員の中の1人が、役場の職員ではないんですが、震災のときに中学校3年生だったかな。卒業式も終わっているの、高校に入る前なので、野球部の子がヘルメットをかぶって消防の後ろを歩いたんです。一緒に捜索というわけでもないんだけど、そうやった子供たちが大きくなって、ことし入団しました。なので、そういうその震災を経験した者の中にも、幼い経験だったけれども、やはり消防団に入ってもらったということは、そのときの消防団と一緒に歩いた何かはやはり残っていた、心の中に残っていて、誘われて、もう二つ返事で「はい」ということで入りましたのでね。何かそういうつながり、やはり何度も申しますけれども、まかぬ種は生えぬで、そういう地道な活動というのがいつか花開くときが来るんだなと思いますので、心してやりたいと思いますし、当局もいろいろな意味で応援をしてあげてほしいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時54分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

澤山美恵子君の質問を許します。御登壇願います。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） おはようございます。

最近、朝起きてすぐ窓を全開にして、すごく大きな深呼吸をするのですが、これがまたすがすがしくて、とても気持ちがいいです。土手のほうを見ると、散歩している方々がいらっしやいますけれども、やっぱり健康のためには、皆さんも歩いてみたらいかがでしょうか。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、1つ目は産業振興についてをお伺いいたします。

大槌町では、今年度漁協事務所の再建費用を補助し、地方創生事業としても6次化関連施設も整備する予定です。創造的復興を目指し、これまで当局とともに議会も取り組んでまいりましたが、町の生き残りを6次化にかけるということで、以下についてをお伺いいたします。

6次化施設の整備は決まったものの、誰が、何をやるのかについてはこれから決めるとされています。そもそも、この施設整備は漁協や民間事業者などから要望があって整備されるのでしょうか。それとも、当局の独断で決めたことなのでしょうか。「民」の要望に「官」が応えるのではなく、「官」が「民」の声を聞かずに税金を投入するとなれば、なかなかうまくいくとは思えませんが、当局の見解をお伺いいたします。

施設の運営主体となる「民間共同体」を今後立ち上げると聞いています。大槌町では震災後、官民連携及び民民連携を促進し、行政と協働して復興を進めるため、「復興まちづくり大槌株式会社」が設立されました。釜石市や宮城県女川町でも同様の会社が設立され、全国的にも注目されていますが、大槌町では今年度で解散予定です。それ以外にも、民間で立ち上げた団体との連携がうまくいかず、伸び悩んだり、閉じてしまったりした団体がたくさんあります。「大槌町では官民連携ができない」という声が町内外からも聞かれますが、町当局はそれらの課題や教訓、対策をどのように認識した上で、新しい団体を立ち上げようとしているのかをお伺いいたします。

2つ目は、観光ビジョンについてをお伺いいたします。

5月18日の議会全員協議会で示された「大槌町観光ビジョン」の概要版は、「大槌」を別の町名に変えれば、そのまま別の町でも通用しそうな内容で、大槌らしさに欠けているなど感じました。概要版の内容について、以下の2点を伺います。

まず、1つ目は「伝統芸能・文化」についてですが、「多くの方が気軽に伝統芸能に触れ、楽しめる環境を構築」「伝統芸能団体の活発化、やりがいの創出」とありますが、具体的な内容をお伺いいたします。また、町郷土芸能保存団体連合会は施設整備を要望していますが、検討状況についてをお伺いいたします。

2つ目は、「受け入れ環境整備」についてですが、「来訪者の受け入れ体制の推進」「おおつちならではの教育学習の旅行の推進」「自然資源や産業と連携した体験プログラムの充実」「おおつちファンの拡大」とありますが、これらは誰が行うのかをお伺いいたします。

2つ目は、安全と防災についてお伺いいたします。

①として、(仮称)三枚堂大ケロトンネル開通後の安全対策についてお伺いいたします。

(仮称)三枚堂大ケロトンネルが来春完成することで、車の流れが大きく変わることが予想されます。地域住民、児童生徒の安全対策についてお伺いいたします。

次は、台風対策についてですが、ことしも台風シーズンを迎えます。台風以外にも大きな被害をもたらすような大雨が、全国各地で季節を問わず発生しています。そこで、以下についてお伺いいたします。

沢山地区の農協や大槌学園に上がる道路、吉里吉里釜石線安渡ランプから赤浜方面の道路などは、大雨のたびに冠水していますが、雨水対策についてお伺いいたします。

それから、(仮称)三枚堂大ケロトンネルの大ケロ側出口付近に、雨風をしのげる避難施設をつくってもらえないかと、これまで何度か質問をいたしました。3月議会では、平野町長と危機管理室長、財政課長の答弁が違っておりましたが、検討状況と当局の見解をお伺いいたします。

それから、県は大槌川と小槌川で河道掘削を行っていますが、事業のこれまでの取り組み状況と今後の予定についてお伺いいたします。

次は、防災についてです。東日本大震災で大きな被害を受けた自治体では、地域のリーダーとなる人材育成に取り組んでいます。釜石市では防災士の研修を、陸前高田市では、陸前高田防災マイスターの研修をしていますが、大槌町でも同様の取り組みが必要なのではないでしょうか。当局の見解をお願いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長(平野公三君) 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、6次化施設を整備するに至った経緯についてお答えをいたします。

東日本大震災以降、当町においては復興交付金を活用し、復興事業を実施してきたところであり、第1次産業においては復興計画で予定していた事業をおおむね完了したところであります。しかしながら、復興事業は震災前事業の復旧・復興が前提であり、新分野進出や産業の6次化といった取り組みを十分に行うことができませんでした。

一方、漁協や水産加工業者等からは、地場産品に付加価値をつけるための商品開発や消費者ニーズに即した加工品製造場所の要望などがありました。また、水産加工業者や建設業者等からのヒアリングを行った際には、事業展開はしたいが人手がない、募集しても集まらない、技術力は不足しているが他業種と技術を共有して地域の振興に役立てたい、増養殖や異業種に取り組みたいが設備投資する費用がない、原材料が不足してい

るため他品目を活用したいなどといった多くの現場の声が寄せられております。そのため、当町においては、これらの課題を解決し、産業の底上げを図るべく、国の地方創生事業を活用し、新たな産業の研究創出のため、大槌町地域産業イノベーション事業を開始したところであります。

今後、産業を活性化させるためには、第1次産業従事者のみならず、第2次産業や第3次産業等に従事している方が、新しい分野に挑戦するための実証フィールドの提供が重要であります。この実証フィールドによる研究、シサクを進めることにより、新産業創出のための課題を克服し、町内外の各産業が互いに連携する仕組みを構築したいと考えております。現在、技術運営検討委員会による協議や、農業・林業・畜産業・水産業を営む方々に対してのアンケート調査を実施しているところであり、それらの声もあわせ、施設整備を進めたいと考えております。

次に、6次化施設の運営主体となる民間共同体についてお答えします。

町では、これまで震災からの復興を加速化させるため、さまざまな連携による取り組みを推進してきたところであります。一方で、環境変化などにより、設立時の目的や役割を果たした組織については、随時見直しを行ってまいりました。

今般整備する6次化施設は、復興後の産業振興を図るため、民と官のみならず学術分野の協力を得て総体的に進めていく予定としております。これらで構成される民間共同体が、今後整備される施設を活用し、新たな産業の創出に取り組むことで、生産物の高付加価値化や新たな生産分野の展開、学術機関においては生産技術開発、金融機関においては資金需要の拡大などが図られ、地域の産業構造の強化が期待できると考えております。

民間共同体の体制構築に当たっては、まずは第1次産業等をなりわいとしている事業者や、新分野展開を検討している事業者、生産技術を研究している学術機関、経済情勢や経営手法を幅広く熟知している金融機関、地域コーディネーターを行う行政を含めた産学官の構成員で組織する協議会を創設し、施設の利用方法について検討する予定としております。また、この協議会の会員は、漁協・河川組合・農協・森林組合等の第1次産業に関連する団体や、建設土木業者や金融機関、大学のほか、県・町を想定しております。

なお、協議会は実証事業を直接行うものではなく、新産業の創出を目指す法人や個人などの異業者間の連携促進や、地方創生事業で整備する実証フィールドにて事業実証を

促すなどし、将来的に事業者連携組織である、いわゆる民間共同体が、事業化や法人化できる仕組みとする予定としております。これまでは、民間事業者等が新事業を開始する際には、事業実証可能なフィールドがなく、多額の初期投資が余儀なくされ、また町としてのフォローアップ体制も完全とは言いがたい状況でありました。今後の産業振興を図る上で、初期投資が少なく事業実証できる施設整備を行い、技術や関連事業者の調整を図る体制を構築することで、民間事業者の産業投資の促進が図られることに期待をしているところであります。そのためにも、施設運営に関しては、技術運営検討会において具体的な制度設計を検討していくこととしております。今後、こういった協議会から発展する民主導の民間共同体の自立を促していくためには、当町としてもしっかりとサポート体制をとってまいりたいと考えております。

次に、大槌町観光ビジョンについてお答えをいたします。

大槌町観光ビジョンの作成に当たっては、観光・漁業・農業・宿泊・商工・交通・郷土芸能・大学・民間団体の分野の代表者で構成される大槌町観光ビジョン策定委員会を設置し、推進施策の柱となる重点プロジェクトの設定に当たっては、地元の意見と観光客の意見を取りまとめ、定めることとしました。

地元意見の把握に当たっては、町内の飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、観光受け入れ関係者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、ターゲットは主に県内内陸の人であること、遡及したいことは海、食、伝統芸能・文化、景観、山、人などさまざまな意見をいただきました。また、観光客が大槌町に求める観光要素の調査として、来訪者アンケート調査、インターネットによる非来訪者実態調査を実施したところ、食、景観、海が高く評価され、観光ビジョン策定委託事業者である株式会社JTB東北による大槌町の観光資源評価調査では、海、景観、伝統芸能が高く評価されました。これらの意見や結果をマッチング検証し、ターゲットは主に県内内陸の人であることから、重点プロジェクトは海、食、伝統芸能・文化、景観として、大槌町観光ビジョン案を取りまとめたところであります。

また、伝統芸能・文化の「多くの方が気軽に伝統芸能に触れ、楽しめる環境を構築」「伝統芸能団体の活性化、やりがいの創出」の具体的な内容でありますけれども、大槌まつりや郷土芸能祭などで疲労される伝統芸能は、観光客から高い評価をいただいております。そのことから、観光客の誘客拡大を図る上で重要な観光資源であると認識しております。そのことから、定期的な伝統芸能の披露や、練習風景を公開する機会を設けるなど、観光客と伝統芸能

団体等が触れ合える場の仕組みづくりを大槌町郷土芸能保存連合会や各関係団体と検討してまいります。昨年8月には、町の郷土芸能保存団体連合会から、町の郷土芸能を町内外に発信でき、さらには後継者等の育成を図るための郷土芸能専門施設の設置等について要望を受けております。町では、その要望を受け、貴重な町の歴史的・文化的な採算でもある郷土芸能の円滑な活動、そして情報等を発信できる施設に関して、既存の施設の利用も含め、引き続き検討してまいります。

次に、受け入れ環境整備の推進主体についてお答えをいたします。

観光振興の推進に当たっては、町だけではなく、観光や物産交流にかかわる全ての方々が連携して推進していく必要があると認識をしております。このため、観光や物産交流にかかわる関係者とのヒアリングやディスカッションにおいて、これまで取り組んできたことや、これから取り組みたいことについて話し合いを行い、実現していくためにそれぞれの立場で連携し合うことを確認したところであり、観光ビジョンの取り組み体制に盛り込んだところでもあります。

今後、三陸防災復興プロジェクト2019や、ラグビーワールドカップ2019釜石が開催されることから、この機会を本町の魅力を発信する絶好のチャンスと捉え、町民のおもてなし機運の醸成を図りながら、大槌町の多彩な魅力に触れていただき、リピーターとして繰り返し来町いただけるよう、国と県との連携はもちろんのこと、大槌商工会、新大槌漁業協同組合、花巻農業協同組合、観光受け入れ関係者、飲食業者、宿泊業者、加工業者、交通業者などで組織する一般社団法人大槌町観光交流協会と連携し、オール大槌の体制で受け入れ環境整備に取り組んでまいります。

次に、(仮称)三枚堂大ケロトンネル開通後の安全対策についてお答えをいたします。

(仮称)三枚堂大ケロトンネル築造工事については、去る5月16日に貫通式をとり行ったところでもあります。今後は、覆工コンクリートつけ工事や路面のコンクリート舗装、照明設備工事など、来年3月の完成を目指して安全・確実に工事を進めてまいります。

このトンネルの道路規格は、第3種4級であり、設計速度は時速40キロメートルとなっております。これに接続する町道の安全対策については、町としても必要不可欠と考えており、住民説明会等でも御意見が寄せられたところでもあります。大ケロ地区側の坑口のイコウにおける町道の歩行者対策としては、路側帯のカラー舗装や速度抑制のための路面凹凸舗装の実施、通学路の変更も視野に入れながら検討しており、隣接する住宅の安全対策についても防護柵・防音壁等の設置を予定しております。また、道路標識、

道路標示、交差点についても警察協議を開始しているところですが、交錯する道路については、車線の内側に太い点線を設置することによって車線を狭く見せ、ドライバーが無意識に速度を下げる効果が期待されるドットラインの整備についても検討してまいります。

次に、雨水対策についてお答えをいたします。

沢山地区のJ A花巻事業所付近における冠水につきましては、本年3月をもって雨水排水路整備工事が、内水排除工事も完了したことから、今後においては10年確率を超える雨量がない限り、冠水はしないものと認識をしております。また、町道大槌学園線の冠水につきましても、本年度において沢山沢川の改修工事を実施予定であり、早期の工事完了に向けて事業の進捗を図ってまいります。

次に、県道吉里吉里釜石線における安渡ランプ付近から赤浜方面に向けての冠水対策としましては、沿岸広域振興局より車道のかさ上げ工事が発注されており、本年度における工事完了を目指しているところであります。今後につきましては、日ごろの維持管理はもとより、豪雨が想定される際には、事前に流木等の除去及び降雨時の点検パトロール等を強化することで、水害の防止に努めてまいります。

次に、3月定例会において、私と危機管理室長、財政課長の答弁が違っていたという御指摘でございますが、危機管理室長は、当該箇所は土砂災害の危険のおそれがあるため、整備場所については熟慮する必要があるという防災の観点から見た趣旨の答弁、財政課長は、施設整備を行うには財源の確保が必要であるという財政的観点から趣旨の答弁、そして私は、行政が地域に寄り添いしっかりと検討していくという調整の観点から見た趣旨の答弁であります。三者がそれぞれの視点で、避難施設に対する答弁を行った結果であり、当局の答弁内容に乖離があったわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、災害時の避難施設の取り扱いについてであります。当町の基本となる考えを御説明させていただきます。

町指定避難所及び町指定緊急避難場所の指定に当たりましては、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の災害危険箇所には立地していないかを調査し、該当しない区域に立地している公共施設等を災害種別ごとに指定しております。指定に当たって最優先すべきは、避難者の生命、身体の安全の確保であり、避難した先で2次災害があってはならないという基本的な考えに基づいており、今後もこの考え方は変わらない、変えることができ

ないことを何とぞ御理解いただきたいと思います。

以前、大ケロ地区は大ケロ多目的集会所が指定避難所となっておりましたが、津波及び洪水の浸水想定区域に立地していることから、避難所指定を解除しております。台風や大雨の際は、早い段階で避難準備、高齢者等避難開始を発令し、なるべく早く日中の明るいうちに早目の避難をお願いしているところであります。

(仮称)三枚堂大ケロトンネルの大ケロ側出口付近に雨風をしのぐ避難施設の整備についてですが、現在そのトンネル出口付近の土砂災害危険箇所について、県に基礎調査を依頼している状況であり、その調査結果を踏まえて避難できる区域か否かの判断を行いたいと考えております。

次に、大槌川、小槌川の河道掘削についてお答えをいたします。

県では、平成28年の台風10号の全県的被害を受け、河川改修を加速させるための事業導入を進めております。昨年度は、小槌川蕨打直橋下流付近の土砂撤去を実施し、現在は二級河川大槌川源水地区の災害対策緊急工事として、延長約1キロにわたる防潮堤防補修、河川掘削、落差工、撤去等を施工しているところであります。現在、台風10号被害による大槌川、小槌川の県管理区域については、10カ所を災害復旧事業として施工しているところであります。

町では、平成28年度に県管理河川の改修工事について優先順位を示して要望しており、それに応える形で沿岸広域振興局土木部管内の河川掘削5カ年計画が見直され、優先度の高い大槌川4カ所、小槌川3カ所を平成32年度までに県が施工する予定となっております。また、これらの事業の進捗を図るため、県では公募型土砂撤去制度の運用を本年4月から開始しております。これにより、必要な許可を受けた砂利採取業者は、河川産出物の採取料を免除され、河川管理者の測量成果等を利用できることから、事業費縮減にもつながっているところであります。今後についても、堆積土砂撤去について、県と協力して事業推進を図ってまいります。

次に、防災に係る人材育成についてお答えをいたします。

当町では、地域の防災リーダーとなる人材の育成と防災力の向上を図るため、平成27年2月に防災士養成研修講座を実施し、町内会や自主防災組織、事業所の方々など計50名を防災士として養成しております。また、あわせて大槌町防災サポーターとしての登録を行い、大槌町防災サポーター連絡協議会を立ち上げているところであります。この大槌町防災サポーター制度は、自身の防災意識の習熟化に努めるほか、町内の防災に係

る研究会や研修会等の講師となり、知識と技術を提供するとともに、災害時における避難所運営等のサポートを行うものと定めております。

今後については、各地区の自主防災組織等と協議し、災害対応等の取り組みに対し、積極的かつ総合的に支援する大槌町防災サポーター事業を活性化し、サポーター自身の防災意識及び地域防災力の一層の向上に向け取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、6次化施設について再質問いたします。

6次化施設は、現場の声を受けて整備するということですが、以前桃畑地区にはふ化場がありました。そしてまた、金沢地区にも加工場がありましたが、現在は使われていないと思います。個人的には、金沢のプールも何とか活用できないものかと思っておりました。補助金で箱物を建てても、いつしか使われなくなったり、またある程度時間がたてば別のものを建てるということでは、余りよくないと思うのですが、今回新たに施設を整備するに当たり、これまでの検証というか、なぜ使われなくなったのかとか、運営上の問題点などを検証、考慮した上で整備しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。私は、別にその6次化施設を反対しているわけではなくて、その成功させるためにやっぱりこういうことをしていかなければならないということで質問させていただきます。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず、桃畑地区のふ化場につきましては、今般の地方創生事業のほうで改修をして今後使っていくような形で進めていくところでございます。なお、このふ化場に関しましては、キュウタイであります大槌漁協さんの当時所有物でございましたが、今回そちらの財産に関しまして町のほうにお譲りいただけるということで、今回C棟ということでイノベーション事業で使うというふうな形であります。

また、金沢地区にあります加工場につきましては、恐らく旧農協の金沢支所の施設であると思いますが、これにつきましても震災後に加工施設として改修を行って、利用希望の方にお貸しをしてきたところであります。その中は2分しておりまして、もう1つは金沢地区の灯油販売の事業者さんが使っているところであります。もう片方は現在金沢地区の利用組合さんが使う予定となっております。現在は休止状態でございますので、ここの部分は今後の利用状況等を見ながら、もし使われないうであれば、

新たにその施設を利用したい団体、個人の方に使っていただきたいなというふうに考えているところであります。

あと、もう1つ、プールにつきましては、統合等で現在旧小鍬小学校あるいは旧金沢小学校のほうにあるプールであります。もともとその教育の財産として使っていたものであります。今後、これを今回の産業創出に含めた新たな産業で使っていくという形であれば、再度財産を管理している部門のほうと話をし、調整を進めていきたいなというふうに思いますし、またあわせてそれら既存の施設で何ができるかというの、学識の方と情報交換をしていきたいなと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 6次化施設もそうですけれども、金沢地区にあるその加工場でも、それに関しては例えば使われる地域の人たちに貸してくれるとかということもできるんですか。そのときに、例えば借りる場合の使用料金というのが発生すると思うんですけれども、その使用料金というのが何かちょっと高いなと思うんですけれども、そういうところのこの設定とかというのは今後考えていきますか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

年間の使用料につきましては、ちょっと細かい資料がございませんが、おおむね年間で10万円以上、ただしその使用にかかります光熱水費は別途利用者がお支払いいただくような形であったと私は記憶をしております。今までの利用に関しましては、できるだけ継続して利用していただくということで、基本的には年間あるいは6カ月、上期・下期の単位での料金設定ではございましたが、実際にこれらを多くの方に使っていただくためには、1日あるいは1週間または1カ月というふうな短いスパンで使っていただくという部分としては、維持管理費も含めた形の料金の設定というのが再度検討していく必要があるかと、このように思います。これにつきましては、財産管理をされている財政のほうとも今後話をしていきまして、利用しやすいような施設の運営というのを進めていきたいなと思いますし、あとはこれらを利用していただくためには、広く周知をしていく必要もあらうかと思っておりますので、それらの制度が整い次第、町民あるいは事業者の皆様にも再度御紹介をさせていただきたいなと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） ぜひ、利用することが本当に楽になれるような考え方をお願い

いたします。

それでは、施設の運営主体となる民間共同体についてを質問しますけれども、施設の運営主体となる民間共同体、11月に立ち上げると聞いていますけれども、あと半年もありませんけれども、その多くの関係者で成り立っている民間共同体の中心となる方はどのような方、個人または団体を想定しているのでしょうか。それから、組織のメンバーである産学官民の方々というのは、それぞれなりわいというのを持っていますし、組織の運営や統括は片手間ではできないと思うのですが、その専属職員というのが必要になると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

恐らく11月の部分に関しましては、現在組織化をして制度あるいは施設の建設に関して御意見をいただいております技術運営検討会のほうの中で話し合っている中でございますが、恐らくことしの11月の見込みという部分に関しては、これら今整備されている3つの施設の運営の部分、そしてそれをどう使っていくかというところを話し合うための協議会の設立を11月に見込んでおるものでございます。

そして、議員の御質問でありました民間共同体に関しましては、法人化の目途としては平成32年度には法人化ができたらいいなというふうな形の3カ年のスキームで進めているものでございます。

そして、この民間共同体というのは一体何ぞやという部分は、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、これら3つの施設はあくまで実証、チャレンジをしていただく施設であります。生産でありますとか、あとは商品の製造加工、そしてアンテナショップによる販売のチャレンジをしていただいて、それらの経営に軌道に乗れるかどうかというのを試していただいて、感触をつかんだ上で改めて事業化に向けて、それぞれチャレンジャーといいますかプレーヤーさんが事業展開をしていただくというところでございます。これら実証で挑戦をしていただいて、新たに事業として本格的に乗り出す際に、それぞれ民間の事業者あるいは個人の方もそうなんです、その方々が、異業種間も含めてなんです、タッグを組んで新たな事業に参画をする、そういう組織体を民間共同体ということで説明をさせていただいているところであります。それらは、地元、町内の事業者あるいは個人でもそうですし、町外の方で大槌に来られて新たな産業に向けてチャレンジしてみたいという方もございます。（「答弁は簡潔にお願いいたします」の声あり）

り)

また、11月に創設予定の協議会の中にも、当然町内の事業者の方も委員としては含まれますので、その方々が事業化をする場合には、その中での民間共同体という形にもなります。したがって、今協議会自体が民間共同体になるということではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） ちょっと後先になりましたけれども、6次化のことですけれども、聞くところによると、有害駆除の鹿についてなんですけれども、6次化の提案が出されていると聞きましたけれども、その辺の対応はどのようになっていますか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

昨年、猟友会の方、あとは鹿肉を料理研究をされている方等が集まって、これからその有害駆除等で出てくる主に鹿でございしますが、それらを有効活用しましょうということで、ジビエの勉強会というのが立ち上がってところであります。農林水産課、担当課としましては、オブザーバーとして含まれて、今後それがいかに有効に使われていくか、それを実現するためにはどういうふうな形で取り組んだらいいかというところを、情報収集あるいは助言等をさせていただいているところであります。

今後におきましても、いずれその、今まで焼却処分あるいは埋めるだけの形ですが、そういった資源といいますか、とれる、そういった捕獲によって得ることができるものを有効活用して、商品化あるいはそれをなりわいのほうに向けていくような形でサポートしていきたいなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、先月開かれた技術運営検討会の検討部分というのは非公開だったと聞いていますけれども、参加者からというのはどのような意見というのが出されたのか、教えることはできないですか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現在、第2回、5月24日に2回の検討会のほうを開催したところであります。これらの施設整備に関しまして、あるいはそれをどのような形で、こういった種目をそこで栽培、養殖をしていくかというのは、今詰めているところであります。この部分は、第

1回の検討会の冒頭でも御説明させていただきましたが、いずれその戦略的などころもございまして、その部分に関しましては、ある程度方向性が定まり次第、町民も含めて皆様に御紹介していきたいと、このように考えております。

また、委員の方から、今回の事業に関しての意見に関しては、やはり過去にもまずこういった養殖等の事業を進められてきたところもありますので、それらの反省を十分に生かしたものであるべきというお話もあるほか、やはり新たな産業をつくっていくことは地域にとって必要なことだというふうな形でのありがたい意見もいただいております。いずれにしても、ありがたいといえますか、いい意見あるいは考える意見等も多々ございますので、それらを十分に考慮した形の施設あるいは制度の設定に向けて進めていきたいなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） たくさん聞きたいんですけども、時間も余りなくなってきましたので、私聞きたいことだけ聞きますので、簡潔に答えをお願いいたします、答弁をお願いいたします。

次に、観光ビジョンについて再質問いたします。答弁書を見ると、具体的なことはまだ決まっていないんだなと感じましたけれども、確かにビジョンということですので、今回はその方向性が示されたのだと思いますけれども、例えばその①の「多くの方が気軽に伝統芸能に触れて楽しめる環境を構築」のところ、答弁は関係団体と検討していくとありますけれども、検討はそのいつごろ行われて、それが実行されるのはいつごろを見込んでいるのかをお聞きします。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 郷土芸能団体の方々に披露していただく機会を設ける場所ですが、昨年度この関係するディスカッションを行ったときに、大槌町郷土芸能保存団体連合会の皆様や関係する方々とお話を進めました。具体的に月1回とか2回程度披露する機会を設けて見てもらうところをやっていきたいねとお話をいただいております。今回のビジョン策定のほうを御了承いただきましたら、具体的にどの時期から始めるかというところを話し合っていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 観光ビジョンは、今年度から5カ年計画ですけども、ここに書かれてあることを今後実行するに当たっての検討状況とか、その進捗状況、達成度な

どを随時公開することが必要だと思いますが、その予定というのはあるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 今年度からビジョン、実際推進するときには、具体の重点プロジェクトにつきまして、関係する団体の方々と定期的にお話し合いをしながら、具体の取り組みを進めていきたいと思っております。それで、年度ごとの実績とか、そういう機会を捉えて御報告したいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 郷土芸能の方々が要望した施設については、既存施設の利用も含め、引き続き検討とありますけれども、これはその役場内だけの検討なのか、それともその団体の方々と検討しているのでしょうか。また、その団体の方々は、今でも専属の施設を要望しているのか、それとも既存の施設を活用することで納得しているのかを教えてください。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） この郷土芸能の施設については、いずれ今庁内のほうで検討しまして、いずれ新たな施設を設置する場合の財政的な面、そして設置場所等を検討しております。また、例えばこの既存施設においても、その活用の方策等も検討しているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） その施設なんですけれども、施設を建てたことによって、その団体のその役員の方に聞いたんですけれども、それ相応の覚悟を持って、その建ててもらったときは覚悟を持ってやるつもりだということですし、またこの郷土芸能活動しながら、虎舞であったり鹿子踊であったり、日本国はもちろんのこと、海外に行ってPR活動をしているわけなんですけれども、それってすごい大きいし、そしてまたその団体の方々は、この町に貢献したいという思いで今頑張っているそうです。例えば、その施設ができたことによって、観光客がその施設に行って、例えばいろいろな団体が練習をしている、その風景を見させて、参加してもらって、次の年にはまたその祭りに参加するために来るという、それがどんどんふえていくと思うんですが、そういうふうに観光客がふえるという点で、町長はどう考えておりますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。観光ビジョンの中にも、郷土芸能という

しっかりと捉えておりますし、要望される方々も覚悟を決めてという話も、要望を受けたときに聞いておりますので、先ほど生涯学習課長が話したとおり、既存のものなのか、新たなものなのか等含めて、これは検討してまいりたいと思いますし、その思いは、これまでの活動の中にも、町外に出たり、日本を出て中国とかいろいろなところに出かけてやっているのも十分承知していますので、大槌町を情報発信するということと、来ていただくということで交流人口を拡大というのは大きな目玉ですし、拡大していかなければならないと思っていましたので、きちんと連携とりながら進めてまいりたいと、こう思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、受け入れ環境整備の運営主体についてお伺いいたします。

答弁にはいろいろ書かれておりますけれども、要はその町と観光交流協会が中心になるのだと私は思いますけれども、来訪者の受け入れ体制の推進、大槌ならではの教育学習旅行の推進、自然資源や産業と連携した体験プログラムの充実、大槌ファンの拡大とありますけれども、本当にこれをやるとなると、大変な労力が要ると思いますけれども、観光交流協会といっても、実行母体となるその常勤の職員というのは、今のところ事務局長と事務局員の2人ですよね。今後その増員というのは考えているのでしょうか。そしてまた、ほかの自治体では、観光業の有資格やその関連するキャリアを持った若者を採用しているようですけれども、今後増員するとなった場合、どのような人材が必要で、どのような雇用形態で採用したいというふうにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長、増員について。

○産業振興部長（藤原賢悦君） はい、お答えします。

具体の受け入れにつきましては、町と観光交流協会が連携してというお話をしておるところですが、実際にはその交流協会の構成メンバーの中には、各関連する事業者さんもいらっしゃいます。なので、そういった観光にかかわる事業者様と一緒に取り組むを進めていくという考え方でございますので、そういった意味で御承知おきいただければと思います。

観光客の受け入れに関して、新たな観光交流協会に人材が必要ではないかというお話ではあるんですが、観光交流協会の理事会の中でも、そういった旅行代理店資格をとったらいいのではないかというお話も、理事の方から意見もいただいたりとかしています

ので、具体については、あと受け入れ体制の整備にあわせて必要な人員を確保することも検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 次に、(仮称)三枚堂のトンネルの開通後の安全対策について伺いいたします。

そのトンネル開通後は、循環型のこのトロリーバス、外回り、内回りというそういったバスは考えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） これまでも、町のほうの公共交通計画のほうを策定しておりまして、その中で循環型バスのほうを検討していきますというふうに、計画の中に入っております。なので、現在のところはこのトンネルを活用して、循環型バスの運行のほうを検討を進めていくというところでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） そのトンネルを抜けて、間もなく十字路があるんですけども、その十字路に信号機の設置とかというのは考えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 交通安全対策、いろいろ今検討してございます。交差点協議等、警察と協議をしてございますが、信号機の部分については、逆にその交通の流通を妨げるという部分で、現在の部分では考えてございません。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） やっぱり安全が一番だと思いますので、その辺もよく考えていただきたいと思います。

それでは、次に台風対策について質問いたします。

沢山の農協付近は工事が終わったということで安心しました。大槌学園に上がる道路については、その沢山沢川の改修工事が終われば冠水はしなくなるのでしょうか。また、その工事が終わる時期というのはどの時期でしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 町道大槌学園線沢山沢川の改修工事についてですけれども、実は5月に1回入札を行っており、これで事業者さんが決まればそのまま施工に入る予定だったんですが、不落となってしまったものですから、6月に再度入札をかけた

いというふうに考えてございます。また、そういった背景があるものですから、今年度内にきっちりと完成させたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは安心ですね。

それから、農協付近は大丈夫そうですけれども、その大槌学園に上がる道路と、安渡から赤浜に向かう道路はことしも注意が必要になりますけれども、当局では台風が来る前に、日が明るいうちにバスの交通機関があるうちに早目の避難を呼びかけていますけれども、例えば中央公民館までバスで行っても、荷物を持って行けない、坂を上がる体力もなくて、だから逃げないというその高齢者の方々もいます。バス停から中央公民館まで臨時バスとかがあればいいと思うんですが、早目の避難を呼びかけてもなかなか避難してもらえない状況というのは、当局のほうはどのように捉えているのでしょうか。また、その早目に避難してもらえそうな策というのは、どのような策があるか教えてください。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） やはり、いろいろな策といいますか、やはり高齢者の方々、特に弱者と呼ばれる方々については、歩いて避難していただくというのがなかなか大変な部分も一応ございます。いずれ私どものその対応といたしましては、いずれ1時間前とか2時間前とか、その緊急を要するような時間帯を設定しているわけではございませんので、いずれ最低でも例えば半日前とか、極端な場合ですね、そういった形で本当に時間設定のほうは早目にさせていただいているという部分も一応ございますので、いずれ今までの答弁どおり、早期の避難のほうをお願いしたいと。

あと、これらにつきましては、当然各地区のほうにも行って、例えば地区の地区防災の方々等についても、そういった形でお話もさせていただいているという状況になってございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） やっぱり、これから高齢社会に突入していくわけですので、今その独居の方とか2人暮らしの世帯も多くなってきているわけですね。それから、身障者の方とか、歩行が困難な方とかというような方たちに、できればそういう方たちに寄り添った支援というのかを考えていかなければ、これから本当に大変な時期を迎えるわけなので、例えばバスを出してあげるとか、そういった高齢者に優しい支援のあり方が

必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） ありがとうございます。これにつきましては、過日民生部さん等とも一応協議の場をちょっと持たせていただきまして、やはりバス、あとタクシー、そういった交通機関を利用したものについて、できるかどうかの一応検討の部分についてはさせていただいているという状況になっていまして、まだまだ答えがちょっと出てきていない状況にはなっておりますけれども、いずれ町としてはいろいろな方面から、そういった防災についての取り組みについて、今後も取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） よろしくお願ひいたします。

何度も質問させていただいている大ケ口の避難施設について、県に依頼している基礎調査の結果が出る時期を教えてください。それから、また調査の結果、避難できる区域と判断されれば、その施設の整備をする方針なのかどうかを教えてください。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 災害危険区域の部分につきましては、結構釜石管内等々がかなり指定になっている部分が一応ございます。実は、きょう土砂災のほうのパトロールのほうもさせていただいております、うちのほうから釜石の土木部さんのほうに依頼はしているという状況にはなっておりますけれども、やはり基礎調査の部分については、高さであったりとか角度であったりとか、専門家の知見等々が一応必要になりますので、いずれ早目のうちにここの部分についての基礎調査の依頼ということで、振興局さんのほうにはちょっとお願いしているという状況になってございます。仮に結果が出た場合につきましては、説明等々も一応させていただくという状況にはなります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、河川掘削の答弁で、優先度の高い大槌川4カ所と小鉾川3カ所とありますけれども、具体的な地区名と着工工事が決まっていれば教えてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 時間がないようですので、具体の部分については、終わってからお答えしてもよろしいでしょうか。（「はい、いいです」の声あり）（「そのほう

がいいですね」の声あり)

いずれ、こういうことで県のほうでは被害を防ぐための河道掘削を実施していくということでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 次に、防災について再質問いたします。

防災士養成研修講座を平成27年2月に行い、50人がその防災士になったとありますけれども、それは今でも行われているのでしょうか。また、防災サポート連絡協議会とありますが、運営状況というのを教えてください。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） こちらのほう、平成26年度のほうの事業を、交付金の関係の事業のほうを使いまして、防災士の配置のほうをさせていただいたと。その中で、やはりまとめる会を同じ年のほうに立ち上げて、防災士さんのほうを選出する際に、実は地区のほうからも推薦のほう等をいただいた形で、あとは自分からやりたいという方、あと事業者さん等からの一応推薦ということで、この50名のほうを確保したという状況になってございまして、その地区のほうに入っている方々につきましては、防災組織の中にも入っているという部分が一応ございますので、そういったその研修の中でお話のほうはさせていただいているという状況にはなっております。

あと、事業者さんと、主に福祉関係の事業者さん等々から防災士のその資格の取得について御協力のほうをいただいております。昨年度につきましては主に社協さんであったりとか、そういったところで独自で研修会等を開いて、結構人数も90人近く集まってもらっているという状況になってございます。ただ、そこだけでは終わりではなくて、いずれ防災対策については、これは継続して行っていくのが必要という部分が一応ございますので、今後も継続的にやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） その防災士なんかも、名簿を公表したほうが、地域の人たちが、ここにはこういう人がいるんだなという安心感があると思うので、その辺をよろしくお願ひしたいなと思います。

まず最後に、じゃあ今回の一般質問を通して思うことというのは、6次化施設の整備を決めたこととか、観光ビジョンの策定、観光交流協会の立ち上げなどに見られるように、話し合いや政策決定の過程とか、政策や組織の立ち上げなどについて、情報公開が

ちょっと不十分なのではないかなと思います。その三枚堂大ケロトンネルとかおしゃつちのように、ハード整備については大々的に情報発信されますが、これからはソフト面……。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。御苦労さまでございました。

休 憩 午後0時05分

○

再 開 午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅康悦君の質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。2点ほどさせていただきます。

まず、1に福祉施策についてお尋ねいたします。

震災後に町の福祉施策として、町内福祉事業者に委託し応急的にグループホーム、サポートセンターが運営されてきました。震災後の混乱期に施設が設置運営されたことは、利用者にとっても、またその御家族にとっても大きな支えになったと認識しております。応急的な措置であることから、今後の継続は難しいことと承知はしているものの、今まで利用されてきた方々へ同様の支援や施策は必要と考えております。現在の利用運営状況及び今後の方向性について伺います。

2つ目といたしまして、林業施策についてお尋ねいたします。

私有林を取り巻く環境は、木材価格の低迷により、多くの山林所有者は林業への熱意は低く、山林の手入れも不行き届きであります。

国は、手入れが行き届いていない山林への対応策として、意欲ある担い手に集約する制度を考えており、あわせて森林環境税も導入される見込みであります。

一連の林業行政の今後は、町の関与が今よりもっと大きいものとなり、山林面積を多く抱える当町にとって大きな課題となることが予測されます。今後、町が取り組む上で課題、そしてまた方向性について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをします。

初めに、高齢者等共同仮設住宅運営事業及び高齢者等サポート拠点事業の運営状況並

びに今後の方向性についてお答えをいたします。

高齢者等共同仮設住宅運営事業については、当初町内4カ所運営しておりましたが、住宅再建及び災害公営住宅への入居等に伴い町内1カ所に集約しており、4月末現在3名の方が入居しておられます。また、高齢者等サポート拠点事業については、4月末現在町内3カ所で運営しており、昨年度の実績は1カ所当たり1日平均25名の利用があります。

高齢者の支援に当たっては、それぞれのステージに応じた適切な支援を選択して実施していく必要があると考えております。高齢者等サポート拠点事業は、特に仮設住宅に入居している高齢者等に対応するため、総合相談や生活支援などにより日常生活のサポートを行ったものであり、当該事業開始以降これまでの間、仮設住宅に入居する高齢者の方々が利用しております。今後は、復興事業の進捗に伴い、応急仮設住宅団地集約に合わせて、サポート拠点事業も集約していくこととしております。

自宅再建等により、新たな生活を始められた高齢者に対しましては、介護予防・日常生活支援総合事業やお元気教室、認知症カフェなどの地域支援事業を活用し、高齢者の日常生活の状態に応じた適切なサービスを提供していくこととしており、必要な事業量の増を第7期老人福祉計画・介護保険事業計画で盛り込んでおります。

今後についても、高齢者が住みなれた地域でみずから自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、多様なサービス基盤の整備を進め、あわせて既存の介護保険サービス、介護予防事業及び日常生活支援総合事業の充実を図ることにより、住民のニーズに対応してまいります。

次に、林業施策についてお答えをいたします。

当町の森林割合は、町全体の89%を占めており、この森林資源は地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等のさまざまな公益的機能を持ち、私たちに多くの恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、私たちの命を守ることにつながるものです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、所有者の経営意欲低下や担い手不足等により、森林の下刈りや間伐といった手入れが行き届かない森林の増加が全国的な課題となっております。このことから、国では森林整備等の地方財源を安定的に確保し、新たな森林管理システムを創設することを踏まえ、一人一人が森林を支える仕組みとして、いずれも仮称ではありますが、森林環境税及び森林環境贈与税を創設することとしております。

制度の詳細は、国の決定を待っている状況であります。平成36年度から国民に課税される森林環境税と、これを森林整備等に使う森林環境贈与税という2つの税が創設され、森林環境贈与税は新たな森林管理システムの施行とあわせ、来年4月より森林環境税による課税に先行して運用が開始されます。森林環境贈与税の用途は、間伐や路網といった森林整備及び人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発となっており、新たな森林管理システムにおいては、これまでさまざまな課題等により手入れができていなかった森林について、森林所有者の責務を明確にし、所有者が管理できない場合には、その森林の管理を市町村に委ね。経済ベースに乗る森林については、意欲と能力のある林業経営体に経営を再委託するとともに、自然条件から見て経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については、市町村が公的に管理を行うこととしております。

現時点で想定される課題については、山林所有者の意向調査や経済ベースに乗らない山林管理方法、木材資源の活用、再造林・保育の促進、担い手の育成、産業化の推進などが挙げられます。その取り組みの方向性として、計画的かつ持続的な森林整備を促進することで、施業の低コスト化や林業の成長産業化が促されるほか、災害防止、国土保全、水源涵養等の公益的機能の発揮につながることから、施行性や経済性を加味した森林整備計画の作成、木材資源利活用の増進、意欲と能力のある林業経営体に対する担い手育成及び経営支援、新たな施業の手法の導入支援などを検討いたします。

森林環境税の施行により、町の大半を占める山林が潜在的な財産として再評価され、森林整備に地域の安定的かつ新たな財源が確保されることは、森林の公益的機能の発揮を通じて町民の安心・安全の確保につながり、地域の安定的な雇用の創出など、地域の活性化にも大きく寄与するものです。

一方、税として新たな負担をいただくため、適正な森林整備等を行い、その成果を明らかにしていくことが、町の責務として求められます。このことから、制度の全容が明らかになった際には、町民の皆様への説明、理解促進に努め、森林所有者、林業事業者等と一体となって、当町の実情に応じた森林整備が着実に進むよう、取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、順番によって質問していきたいと思っております。

まず、最初に午前中にも芳賀議員が同様の質問をしております。ですので、なるべく

かぶらないようにはしたいんですが、もしかしたらかぶるかもしれません。その辺は御了承していただきたいと思います。

それでは、まず最初にお尋ねしますが、この昨年の実績ということで、4月末現在、町内3カ所で運営され、昨年の実績は1カ所当たり1日平均25名の利用があったと。結構な方が利用されていたわけですが、その中で午前中にもありましたが、その利用者の中には例えば要支援・要介護という、7段階が認定がある中で、例えばその認定のあり、なしを含む利用者の健康状態は、おおむねどのようになっていたのかなというところをまずお尋ねしたいわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 東梅議員にお答えします。

繰り返しになりますけれども、1カ所当たり1日25名ということですが、実際に介護状態ですけれども、例えば幾つの人というのを、介護の段階について把握をちょっとしておりません。ただ、当初施設のほうを利用してから、ちょっと時間のほうが経過しておりますので、利用を始めたときに比べて、やはり身体機能とかそういったものについては低下しているのかなと思われまます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） やはり、私今回この質問を取り上げたのは、そろそろもう今の仮設のサポートセンターが閉まると、その中で午前中にもありましたが、その継続を希望されている利用者の方々も多くいると聞いておりますので、この質問を取り上げました。実際、今答弁の中では、利用者のその健康状態を把握まずなっていないという答弁でありましたが、やはりこの25名の中にはさまざまな方がいると思うんですが、延べにしても75人、多い日には、平均でございますので100人ぐらいが通えるわけでございますが、やはりその辺の健康状態、要支援・要介護の把握のあり方というものは、行政としても、これはやはり把握しておく必要があったのではないかなと思うわけでございます。まあやっていないということで仕方がございませんが、そこで、その受け入れを、この今使っている方々の受け入れを第7期の計画に見込んであるということでありまして、具体的には、午前中と重なりますが、どのような内容を考えているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

午前中の分と重なってしまうかもしれませんが、実際に地域支援事業ということで、介護予防の日常生活支援総合事業とか、あとお元気教室、認知症カフェとかいろいろ事業やっているんですけども、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、介護予防の生活支援サービス事業で、従来の要支援者なんですけれども、その方と、あともう1つ並行して一般介護予防というのがありまして、1号の被保険者の全ての方が使えるというサービスがございます。介護予防生活支援サービス事業の中には、通所サービスという通所型のサービスがありまして、もともとの現行のサービスと、そのほかに通所型のサービスということで、短期集中の予防サービスのほうも実施しているところですよ。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そこで、その利用者の中にも、介護制度にまず該当する方、あるいはもう該当しない方、元気な方がまずいるわけですが、仮にその該当する方は、介護制度なのでこれからも面倒見ていけると思うんですが、その該当されない方が例えば何人かいた場合、例えばその方々を、この来年度以降、午前中の質問にも重なりますが、例えば町の町単なんかの事業を使ってやった場合、どの程度かかるかというのを、この7期の計画を立てる段階で漏れた方々を仮に役場が面倒を見るのであれば、どの程度のお金がかかるのかという、はじき出したことがありますか、ないですか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 具体的には計算しておりません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） やはり、サポートセンターが閉じることはもう決まっていたわけですが、閉じたとき、じゃあその介護制度に乗れなかった方はどうするのやという要望なり質問が、恐らくこれは出ることは簡単に考えられるわけですので、その辺は準備しておいてもらいたいと思うんですが、ありますか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 済みません、保険事業計画の中で、通所サービスと、あとお元気教室と、あとお茶っこの会と、あとふれあい昼食会というところで、その分については金額のほうは加算してあります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、確認の意味でお尋ねしたいと思いますが、その従来の

介護保険は、介護の特別会計でやっているわけですが、今回のこのサポートセンターなり集合住宅ですか、の部分のお金の出どころ、これは復興の関係なのであるから、それとはまた別にそのお金が来ていて、それを向けたと思うんですが、その辺の確認をおさらいしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 交付金の内容ですけれども、被災者支援総合交付金で、厚生労働省の交付の分によるのが財源となっております。（「金額」の声あり）

○議長（小松則明君） 財政課長、かわりに。財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 昨年のか平成28年の決算では、これは15款の12に載っておりますけれども、大体1億4,000万円程度でございます。これは、サポートセンターと、それからグループホーム合わせた額、大体1億4,000万円程度でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 午前中にもありましたが、その閉鎖になって、またその利用者を新たな施設ということになれば、箱物でどうのこうのという話になると。午前中の話の中でも、もうあるものを使ったらいいのではないかという芳賀議員の提案がありましたが、私も実はそのことをちょっと考えてみたんです。例えば、現在余り使われていない公共的な建物があるのではないかなど。例えば、今寺野のところにあかね会が運営しているサポートセンターがあると。あそこであれば近い。近いところ、じゃあどこかなと思えば、この3月末をもって閉鎖した例えば安渡の保育所なんか、ちょっと手狭ですが、ああいうところでこのソフトな段階で次の段階に移ってもらうということを考えれば、ああいう施設の利用もちょっと1年か2年か使った中で、また次のことを考えるというやり方も、これはいいのではないかなという、いろいろ制限があることはわかりますが、そういう使い方もどうなのかなというところを考えますが、どうなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 仮設の安渡保育所につきましては、あれは建築基準法上の応急仮設建築物に該当いたしまして、仮設建築物については法律上、期間の制限がございます。それを復興特区計画に乗せて、仮設の保育所ということで今まで特区で延長をかけてきたものでございますけれども、保育所としては閉所いたしまして、現在の許可の用途である保育所としては用途を完了しているところがございますので、基本的には解体をしなければならないものと考えておるところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。すぐ解体しなければいけないのか、あるいはその事情を酌んでもらって1年2年待ってもらった中で、利用者がゆっくりと次の段階に移れるような方策ができないものかというところを聞いたかったわけですが、ちょっとその辺いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 安渡保育所の建物につきましては、あくまで仮設の保育所として建築基準法上の応急仮設建築物としての許可をいただいているものでございます。別の用途に活用するというのであれば、また別の用途の応急仮設建築物として新たに許可をとらなければならないと。許可をとるに当たっては、それなりに衛生面とか安全面での許可をとるための要件を確保した上でということになりますし、今のままでほかの用途に活用するという事は、それは想定はしていないというところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。この3月まで、衛生的なところで子供たちが過ごしていたわけでございますから、御老人の方々を、例えばいろいろ知恵を出して考えれば、全くだめだよという話でもないようですので、その辺も選択肢はあると思いますが、ないですか、では復興局長お願いします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の応急仮設住宅は、あくまでも東日本大震災の被災に遭った建物等の応急仮設住宅ということで、東日本大震災特区法の中で認められている特別区域法の中で制定されているものですので、その目的外のものでは、この応急仮設の許可というのはおらないと。結局速やかにそれは撤去、そういったものはもう、終了したら撤去するということになってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。その法律でがちがちと決まっているのであれば、法律を曲げてまでという話はこの場ではできないと思いますので、その安渡保育所の件に関しましてはちょっと諦めますが、もしかしたらその遊休になっている、あるいはその利用の頻度が本当に低い公共建物があるのであれば、そういうものに使うのも一つの手かなという御提案をさせていただきたいと思います。

その中で、答弁の中をちょっと確認する意味で何点かお尋ねいたしますが、答弁の中

ごろに、高齢者の支援に当たっては、それぞれのステージに応じた適切な支援を選択して実施とありますが、何回もその説明は受けているわけですが、ここに答弁なっているこのステージに応じた適切な支援というものを、もう少しかみ砕いた中で説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長、大丈夫ですか。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

それぞれのステージにというこのステージなんですけれども、意味合いとしましては、その方の高齢者のその状態とか、あと要支援1であるとか2とか、あと要介護が1から5ですね、こちらのほうにあるというその部分に応じた支援をするということでございます。

○議長（小松則明君） 民生部長もお願いいたします。

○民生部長（才川拓美君） 高齢者のステージとここで町長から御答弁申し上げました趣旨でございますけれども、高齢者のその要介護度という意味もございしますが、それとは別に、それもあわせてではございますけれども、高齢者のそれぞれ置かれた環境であるとか状況であるとかというところも踏まえてのことございまして、いずれそれぞれの高齢者の置かれた状況や身体の状態に応じた適切なサービスが切れ目なく行われていくということが重要なわけでございます。

ここで、そのサポートセンターの趣旨でございますけれども、このサポートセンターというのは、法律上は仮設住宅の集会所というふうに位置づけられてございまして、要は仮設住宅の一部でございます。仮設住宅の今回のこのサポートセンター事業というのは、高齢者のさまざまなステージの中でも仮設住宅に入居しているという、一種その特殊な状況、非常時の特殊な状況に置かれている高齢者に対応するための事業として組まれているものでございます。高齢者というのは、その仮設住宅に入居されている方々というのは、震災で従前住んでいたコミュニティから切り離された状態で仮設住宅に移ってきておられます。その仮設住宅に移ってこられた高齢者に対しまして、その仮設住宅での中でコミュニティのよりどころとか居場所としてサポートをしていくということで、趣旨でサポートセンターの事業というのはこれまで行ってきたところでございます。

今後、その住宅再建に伴って、地域に高齢者の方々がまた戻っていかれます。新たな地域に移られる方もいらっしゃるれば、もとのコミュニティに戻られる方もおられます。

そういった再建をされた高齢者の方々の居場所というのは、これからはそのコミュニティになっていくわけでございますけれども、そのコミュニティに移られたというステージの中で、それぞれの被災されているかどうかにかかわらず、高齢者のそれぞれの状態に応じた適切な必要なサポートを必要な方に適切に実施をこれからはしてまいるということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。午前中にもありましたが、7年前の東日本大震災で大きな生活環境の変化があったと。そしてまた、仮設住宅からまた恒久住宅に移ると、そしてそれがまた2回目の、7年前とは比べませんが、また生活環境が起きると。すぐそこに行ってコミュニティに入れというのは、これは理想ですが、やはり午前中も言いましたが、その期間、やはり何年か、1年でも2年でもいいんですね、そこにソフトのクッションの部分という意味合いの中で、この継続した類似の事業を必要ではないかということ強く訴える今回の質問なわけですので、その辺は理解していただきたいと思います。

その復興事業の進捗、そしてまた応急仮設団地の集約にあわせて、サポート拠点事業のセンターも集約するわけでございますが、その集約するに当たって、その利用されている方々の要望とか思いをどのようにまず把握しているのか、そしてまた運営事業者のその考えをどのように受けとめながら次のステップに行こうとしているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

現在利用されている方なんですけれども、全員ではないんですが、やはりその利用されている方からは非常に楽しいとか、残してほしいというのを直接お願いされることもありますし、ただちょっと事業者の方につきましては、例えば今回その集約していく、法的にその住んでいる方が、入居される方、利用される方がいなくなる上で集約していきますというところの部分の御説明のほうはしていますけれども、その事業所の思的なものについては確認はしていません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。その7期の計画書の中にも載っていますが、高齢者を取り巻く課題としまして、まず今さっきも言いましたその生活環境の変化、そして

また認知症への対応、高齢の独居世帯、あるいは閉じこもりなどの対応が今後必要となると書かれております。まさしくそのとおりだと思うんですが、多様なサービスの整備を進め、そして充実させ、町民のニーズに対応すると答弁の中で結ばれております。まず、今その答弁の中でぼつぼつと聞いたことを集約すると、この答えになると思うんですが、今私が聞きたいのは、その多様なサービス基盤の整備を進め、充実させ、町民のニーズに対応すると結ばれておりますので、その内容につきまして説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 今回の介護保険事業計画の策定に当たっては、高齢者の方であるとか事業者の方にニーズ調査は行っておりますので、ただいま議員から御指摘のございましたその認知症への対応でありますとか、それから独居高齢者の対応につきましては、今回の介護保険計画の中にも事業量の増を盛り込んでございます。具体的には、例えばその認知症カフェをこれまで1カ所で行っていたものを2カ所に拡充をすることか、あとはその独居高齢者についてはふれあい昼食会についても、これも回数を拡充をしていくということで、一例ではございますが、介護保険計画の中にそれは盛り込んでございます。

それから、認知症につきましては、今年度から認知症初期集中支援チームを町でも設置をいたしまして、認知症の方、認知症が疑われる方に、初期に集中的な支援を行っていくという取り組みも始めたところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。この震災後に事業展開してまいりました高齢者の共同住宅サポート事業は、多くの方々にとって大きな支えとなってきたと思っております。この弱い立場にいる方といえは失礼に当たる表現かもしれませんが、そういう方々に寄り添うことが行政であると考えるとき、この当該事業を2つを集約をするとき、その次のステージに移るこの時期の町長のお考えをぜひいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 午前中も同じような質問ございまして、お答えしましたけれども、しっかりと寄り添う形で考えていきたいと思っております。ステージ等いろいろとお話しさせていただきましてけれども、当初の目的であった応急仮設住宅が集約されつつあって、

そこから恒久的な住宅へ移行されておりますので、先ほどお話があった内容からすれば、利用者の方々の意向やら事業者の方々の意向やらさまざまあるというのを承知をしておりますので、きちんとその辺は、この部分ではしっかりと形にはなりませんけれども、考えさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。若者であっても、急な変化に戸惑うところがありますので、ちょっとその間を置いた中で、その次のステップということをぜひお願いしたいと思います。

以上で、この福祉に関しましては終わりたいと思います。

続いて、林業の関係で何点かお尋ねします。

まず、この制度は、まだはっきりと固まったものが役場のほうにも届いていないと思いますので、質問するのもちょうと申しわけないなと思うんですが、この制度に取り組む上での役場のその組織のあり方というところにちょっと絞った中で、今回お尋ねしたいと思います。

恐らく、その制度が役場の中で固まれば、我々議員に対しましても、また町民の方々に対しましても、そういう示す時期が来ると思いますので、そのときはちょっと範囲を広めて聞きたいと思いますが、今回の再質問は、この制度の取り組む上での役場の内部的なところをお尋ねしたいと思います。

まず、今回この制度が森林所有者に周知されれば、多くの森林所有者の方々がこの制度に期待するところが大きいと思うんです。実際、山を持っていて、そこに木があっても、なかなかその下刈りとか、チェーンソーの使い方もわからないような今の若い者、私も含めてですね、そうですので、多くの方々が恐らく期待すると思います。ですので、この制度を準備するに当たっては、まず万全を期さなければならないのではないかなと考えております。

しかしながら、どこの町役場でも村役場でもそうなんでしょうけれども、林業の専門職員が少ないところが多いと思うんです。ですので、この事務を取り扱う担当する方々、職員も、これ大変かなと思っております。

そこで、聞きたいわけですが、どのようなこの職員体制で、この制度に取り組もうとしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

ただいまの議員の御質問ありましたとおり、制度に関しましては閣議のほうでは決定したところですが、国会に関してはまだ詳しいところの部分は示されていないところがあります。また、一方でこの件につきましては、まずは私有林がそれぞれどなたが今所有権を持っているかというところを、台帳等把握する必要もありますことから、これらの事業を展開していく上で必要な人員の部分、内部のほうで今その状況がわかり次第、必要とされる人員の部分を見込んで、そしてまたそれを総務のほうに相談をしていきたいなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今その私有林という話が出ましたが、私有林は恐らく私有林ということで、その山の境界が画定なっているところと画定されていないところがまずあるわけです。国土調査事業のこの進捗が、復興事業の関係もあって結構おこなっているのもわかるし、またその国土調査事業の1年間に消化できる面積も限られているということもわかりますので、なかなかその山に関しても国調が進んでいないという現実があります。

恐らく、この林業制度を考えていく上で、その山の境界はじゃあどうなるんだとか、そういういろいろな問題が生じてくると思うんですね。ですので、今農林課長のほうは総務部長と相談しているという話であります。例えばこういう新たなものをつくる時、課と課を連携するような、課を横断するようなその組織ってあるじゃないですか。例えば、副町長をトップにして内部協議会みたいなのを設置した中で、新たなそれぞれに取り組むというやり方も、今回のこの森林の関係、いかんせんこの89%が、国有林含めての面積ですので、私有林はどの程度かというのはちょっと私もわからないわけですが、見る限り山ですので、この制度の展開によっては、かなりのこの林業における経済価値も上がってくると思うんです。ですので、その準備段階として、例えば副町長をトップとするようなその内部の調整会議をするような組織なんかも私は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 組織ということでお答えいたします。

基本的に、横断的というのは、きっとプロジェクトか何かを組んでということの意味合いなのかなとは思いますが、基本的にまず今言ったとおり、国の制度といい

ますかスキームといいますか、その辺具体的にちょっと正直見えない中で、こういったプロジェクトを組むとかというのなかなか想定がつかない現状でございますので、まずは先ほど農林課長申しましたとおり、国の制度設計、スキームがどういう形でどういう対応が町として必要になってくるかという部分が見えてくるできるだけ早い時期に、その体制がどういう体制が望ましい体制になるのかというのを踏まえて、内部でその変は農林課長も含め、検討はしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そうですね、やはり国の制度がまだ来ていない中での質問でありますので、申しわけない質問になるわけでございますが、難しい制度をつくる時、やはりその1人か2人の職員に委ねるということはないと思うんですが、できるだけそういうことをなくして、その問題の共有を広く認識した中で、1人か2人にその負担を負わせるようなことだけはしないでいただきたいという思いで、今のそのプロジェクトの話をしましたので、固まり次第考えてみていただきたいなと思います。

その中で、こう山を見ると、伐採時期を迎える山もありますし、既にもう伐期が過ぎた山もあります。ですので、この制度に決まれば乗りたい方々が結構出てくると思うんです。ただ、今言うとおりの、国では市町村にその事務を委ねると、そうなった場合、市町村にはその専門職もいないと、どうしたらいいかわからないと、そういう話になってくると思うので、これはどの町でも村でも、いや大変なことができたなと思っているのが正直な話ではないですか。恐らく、大槌町の面積は約200万平方でしたか、ですので、県内を見るとそんなに面積が多くないですが、岩泉なんかどうしますか。すごいタイムセキを持っていますよね。私は岩泉の役場は大変かなと、こう考えております。

そこで、そういう思いが、恐らくその担当する職員から副町長及びその町長のほうに、これは大変ですよと、ぜひその町村会等も含めて国に要望してくださいよというお願いなんかも、やっていくうちに絶対出ると思うんです。ですので、その町村会等を通じた中で、この新たな制度に対しまして、町長も出るところには出て、しゃべるところはしゃべると、そういうふうな姿勢で臨んでもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。新たな制度ができるというのは十分承知しながらも、やはり専門的な東梅議員の御指摘にありましたので、不安ということがあるかと思っておりますので、私自身もそうなんですが、しっかりと学習しながら対応を

していきたいと思います。

また、私の答弁にも書いてありましたとおり、潜在的な財産だということになりますので、林業という形になれば、1次産業等の中でしっかりと起業を含めて、やはりまちづくりの中でもすごく大事なことはないかなという思いがありますから、しっかりと対応させていただきたいと思います。もちろん、町村会の中でも、このことについてはやはりさまざまに取り組みあろうと思いますので、情報収集しながらきちんとした体制で臨みたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そうしていただきたいと思います。恐らく、この制度が公になると、町長とか議員に、我が家の森林何とかしてくれやという直接的なお願いが出てくると思うんです。ですので、山のことなんですけれども、しっかりこれは考えていかなければいけない。恐らく我々にも来ると思うので、その辺は同僚議員の方々も、しっかりと覚えておいてもらいたいなと思います。

まず、まだ制度が固まっていない中での質問でありますので、制度が固まったとき、また改めてさまざまなか所で議論させていただきたいと思いますので、今回はまず内部の事務のやり方、体制というところで聞いて、この件に関してはやめたいと思います。

まだ15分ありますが、そんなにかかりませんが、1つだけ言わせてもらいたいと思いますが、初日のその町長の行政報告書があった中で、1つだけ私は感じたことがあります。11ページの（3）なんですけど、企業誘致等の促進と雇用対策というところなんです。記述されている内容が、今後も有効求人倍率が高く推移していくことが懸念されるという表現なんです。職を求める方にとっては、有効倍率が高いことは、これはいいことではないですか。一方では、働き手を求める企業にとっては、特に誘致企業にとっては、求人を出しても人が集まらないということは、これもまた大変なことです。この懸念という言葉は、辞書を調べてみると、心配とか気がかりという内容ですね。この懸念という言葉は、どちらの立場に立った表現なのかな、記述なのかなというところを思ったわけなんです。むしろ、私は懸念という表現より、予測されるとか、見込まれるとか、そのような意味合いの表現、記述の仕方が、これは私はそう思います。まず質問ではありませんので、よく読み直してください。

そのことを申し上げまして、時間は余りましたが、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時07分